自動体外式除細動器貸出要綱

【沿革】平18．５．12　　西消局通達第１号〔制定〕
　　　　平24．６．28　　西消局通達第３号〔第１次改正〕
　　　　令２．12．24　　西消局通達第３号〔第２次改正〕

（趣旨）

第１条　市民が参加する訓練又は催物（以下「訓練等」という。）における突発的な心臓疾患等に対処し、設置促進を図る自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の貸出について、必要な事項を定める。

（ＡＥＤの貸出）

第２条　貸出対象は、西宮市内の各種団体（以下「団体」という。）が市内で行う訓練等とし、その訓練等に医療従事者、応急手当指導員、応急手当普及員、普通救命講習修了者及び救命入門コース参加者が参加することを条件とする。

２　貸出の受付期間を、次の各号に区分する。

(1)　自主防災組織等が実施する訓練等　　　　　２ヶ月前から

(2)　自治会又は他の団体が開催する訓練等　　　１ヶ月前から

３　貸出方法は、次の各号のとおりとする。

(1)　借用を求める団体の主催者は、所轄の消防署所（以下「所轄署所」という。）へＡＥＤの利用状況を確認し、借用ができる状況である場合、ＡＥＤ借用申請書（様式第１号）により借用の申請を行わなければならない。

(2)　前号の申請による借用は、１日を限度とし、申請の期限毎、所轄署所へ返却しなければならない。また、連続した借用申請は２日までとする。

(3)　借用の費用は、無料とする。

(4)　所轄署所の担当者（以下「担当者」という。）は、ＡＥＤの貸出に際し、ＡＥＤ借用申請書の点検項目により、器材の確認を行わなければならない。また、ＡＥＤ貸出処理簿（様式第２号）に必要事項を記載するとともに、所要の処理を行わなければならない。

（ＡＥＤの使用等）

第３条　借用を受けた団体の主催者（以下「借受者」という。）は、訓練等でＡＥＤを使用する事案が発生した場合、ＡＥＤ使用事案発生報告書（様式第３号）に使用した内容を記載し、所轄消防署長へ提出しなければならない。

（ＡＥＤの返却等）

第４条　借受者は、ＡＥＤの返却に際し、ＡＥＤ借用申請書の点検項目により、器材の点検を実施しなければならない。

２　借受者は、前項の点検で異常が有った場合、その内容をＡＥＤ借用申請書に記載するとともに、異常の内容を担当者に申告しなければならない。

３　担当者は、ＡＥＤの返却に際し、ＡＥＤ借用申請書の点検項目により、返却のＡＥＤを点検しなければならない。また、ＡＥＤ貸出処理簿に必要事項を記載するとともに、

所要の処理を行わなければならない。

（損傷等）

第５条　故意又は重大な過失によるＡＥＤの損傷は、借受者の責任により対応しなければならない。また、必要のない消耗品の使用は、借受者の負担とする。

付　則

（施行期日）

この要綱は、平成 18 年６月１日から実施する。

付　則

（施行期日）

この要綱は、令達の日から実施する。

付　則

この要綱は、令和３年１月４日から実施する。

様式第1号(第2条、第4条関係)

ＡＥＤ借用申請書

年　　月　　日

西宮市　　　消防署長　殿

申請者
住所

氏名

自動体外式除細動器貸出要綱に基づき、ＡＥＤの借用を申請します。

団体名				
代表者名				
訓練、催物名称				
催物開催場所		西宮市		
ＡＥＤ借用日時		年　　月　　日　　　時　　分　～　　時　　分		
責任者住所				
責任者名・連絡先		電話		
普通救命講習等修了者名 (医療従事者名)				
備　　考		申請受付印		
異常の有無	貸出時点検	ソフトケース　有･無	本体　有･無	付属品　有･無
	返却時点検	ソフトケース　有･無	本体　有･無	付属品　有･無

※　ＡＥＤ借受時及び返却時は本申請書を持参して下さい。

借受者名	
返却者名	

様式第3号(第3条関係)

ＡＥＤ使用事案発生報告書

年　　月　　日

西宮市　　　　消防署長　殿

報告者

住所

氏名

西宮市消防局ＡＥＤ貸出要綱に基づき、ＡＥＤ使用事案について報告します。

対象者	氏名	
	住所	
	生年月日	
事案発生	場所	西宮市
	日時	年　　月　　日　　　時　　　分
応急処置実施者	氏名	
	住所	
	電話	
事案概要		